

# 法人だより



的川泰宣氏 講演会

「はやぶさ2の軌跡」

「21世紀を生きる技術者の夢」

表紙説明はP.26

令和元年度 第15回  
「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

“マニュアル”を埋める日本型経営思想

《速報版》  
令和2年度 税制改正のあらまし

働き方改革で求められること

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

## 4月

- 4月10日
  - 1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
  - 2 給与支払報告に係る給与所得者移動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 4月30日
  - 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
  - 4 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
  - 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 7 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
  - 8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  - 9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 4月中において市町村の条例で定める日
  - 10 軽自動車税（種別割）の納付  
賦課期日…4月1日
  - 11 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

## 5月

- 5月11日
  - 1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
  - 2 特別農業所得者の承認申請
- 6月1日
  - 3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知  
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
  - 4 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
  - 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 7 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
  - 8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  - 9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）〈消費税・地方消費税〉
  - 10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
  - 11 自動車税（種別割）の納付  
賦課期日…4月1日
  - 12 鉦区税の納付  
賦課期日…4月1日

## 6月

- 6月10日
  - 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～5月分）の納付
- 6月15日
  - 2 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
  - 3 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
  - 4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 6 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
  - 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  - 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
  - 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

## 目次

税務カレンダー	1
令和2年度事業計画	2
令和2年度税制改正のあらまし速報版(抜粋)	3
税務説明会日程表	4
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
世代間ギャップを超えて協働する職場に	8
働き方改革で求められること	9
最近の話題から	
社会貢献という働き方をどうつくるかは、大きな課題	11
“マニュアル”を埋める日本型経営思想	12
部会だより	13
会員企業紹介	14

地区会だより・新会員・部会員紹介	15
企業の税務コンプライアンス向上のために	17
健康情報『職場の人間関係、想いの伝え方でも変わります』	18
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部による確定申告期の税務支援事業について	19
経営寸話【税理士 岩下尚義】	20
税務署コーナー	
消費税の区分経理(記帳)に当たっての留意点	21
適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入	23
群馬県からのお知らせ	24
令和2年度・3年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26

# 令和2年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：令和2年5月28日(木)  
午後4時～  
場所：ホテルグランビュー高崎  
(高崎市柳川町70)

議案：①令和元年度収支決算承認の件  
②役員選任承認の件  
報告事項：・令和元年度事業報告  
・令和2年度事業計画及び収支予算

## 令和2年度事業計画

自令和2年4月1日～  
至令和3年3月31日

### 基本的指針

よき経営者を目指すもの  
の団体として企業の積極  
な自己啓発を支援し納税意  
識の向上と企業経営及び社  
会の健全な発展に貢献する。

### 方針

基本的指針を基に、会員  
企業の声を反映し、より一  
層の「公益性の拡大」・「統  
一性の確立」・「透明性の確  
保」を目指し、企業と地域社  
会のため事業活動を行う。

### 事業計画

#### 公益事業

##### (1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
  - (イ) 改正税法普及説明会
  - (ロ) 決算税務説明会
  - (ハ) 新設法人税務説明会
- ② 最新の税務情報の提供
  - (イ) 全国大会への参加
  - (ロ) 令和3年度法制改正に  
関する提言
  - (ハ) 地元選出の国会議員や  
地方自治体等に対する

#### 要望活動

##### ③ 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租税  
教室の開催は高崎税務  
署及び関東信越税理士  
会高崎支部との連携をさ  
らに深めたものとする。
- (ロ) 小学生を対象とした税  
に関する絵はがきコン  
クールの実施にあたって  
は、高崎税務署及び関東  
信越税理士会高崎支部  
の協力のもと実施する。

##### ④ 税の広報・啓蒙事業

- (イ) e-i-Tax-e-LTA  
Xの周知広報活動及び  
普及拡大活動の実施
- (ロ) 広報紙「法人だより」の  
発行と配布
- (ハ) 税を考える週間(11月  
11日～17日)街頭広報  
活動の実施
- (ニ) 税に関する「ふれあい  
写真コンテスト」の開催

##### (2) 経営支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② セミナーDVDレンタル  
サービスの実施

##### ③ インターネットセミナー の実施

- ④ ホームページでの経営支  
援情報の提供

##### (3) 地域社会貢献事業

- ① 社会福祉協議会へのタオ  
ル寄贈
- ② 税を考える週間協賛事業  
として公開講演会の開催
- ③ 下期公開研修会の開催
- ④ 地域社会への貢献活動
- ⑤ 地域イベントでの租税の  
啓蒙活動、または協賛
- ⑥ 地域の清掃活動
- ⑦ 小学校への教育資料の寄贈

#### 共益事業

##### (1) 会員支援事業

- ① 研修会・交流会等の開催
  - (イ) 異業種交流会の実施
  - (ロ) 会員相互の交流を目的  
とする研修会
  - (ハ) 高崎法人会・税理士会  
親善ゴルフ大会の開催
  - (ニ) ボウリング大会の開催
  - (ホ) 視察研修会等の開催
  - (ヘ) 上期研修会の開催
  - (ト) 厚生委員会主催研修会  
の開催
- ② 優良経理担当者表彰式  
の開催

##### ③ ネットバンキング会員割 引サービス・法人会融資 制度の実施

- ④ 厚生制度推進
  - (イ) 法人会福利厚生制度の  
普及と推進
  - (ロ) 中小企業向け貸倒保証  
制度の推進

##### (2) 会員支援事業

- (イ) 生活習慣病健診の実施
- 会員数5000社台並び  
に会員加入率50%台達成を  
目標に、会をあげて会員募  
集を推進する。そのため、  
地区会毎に年間の会員増強  
目標数を定めて、地域の実  
情に即した募集活動を実施  
する。会員増強月間である  
9月～12月の4カ月間は、  
特に重点的に会員増強運動  
を実施する。
- また、高崎法人会独自で  
作成したパンフレットを積極  
的に活用し、高崎法人会の周  
知及び会員増強に取り組み。  
引き続き、マイナンバー  
制度導入に伴う、新設法人  
の情報を活用する。

令和2年度版

速報版

法人会

# 税制改正のあらまし

この記事は、令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

## 【1】法人税関係

### （1）オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につなげることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1000万円以上の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別勘定の金額の損金算入ができません。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要があります。

### （2）中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（大法人も適用可）については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間

延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

### （3）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができ、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、特定の見直しを行った上で、その適用期限が2年間延長されます。

### （4）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が拡充・延長されます。

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置（約3割）に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

改正案では、税額控除割合を6割（現行・3割）に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が

5年間延長されます。

### （5）地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制（オフィス減税と雇用促進税制の特例）の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例について適用要件や税額控除額等が見直されます。

### （6）連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体とみて親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。

改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親

会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直されます。

### （7）大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

### （8）大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度（給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度）について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

## 【2】所得税関係

（1）低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲

**渡所得の特別控除の創設**

取引の活性化を通じて低未利用土地の活用を促すため、個人が低未利用土地等を譲渡した場合（親族間を除く）、特定の条件を満たすとその年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の控除ができる制度が創設されます。

**(2) NISA制度の見直し**

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、NISA制度が見直されます。一般NISAについては投資期間終了後に別枠の非課税投資が行える2階建て制度の新・NISA（仮）が創設されます。また、つみたてNISAについては投資期間が5年間延長され、ジュニアNISAについては令和5年末で終了となります。

なお、新・NISA（仮）については、つみたてNISAとの選択適用となります。

**(3) 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫控除の見直し）**

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親

と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置が講じられます。

**(4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設**

国外中古建物の不動産所得を有する場合、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったこととみなす特例が創設され、他の給与所得等との損益通算ができないこととなります。

また、同特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、「生じなかった」とされた減価償却費に相当する金額は、取得費から控除する減価償却分には含まれないこととされます。

**【3】資産課税関係**

**所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応**

所有者不明の土地等の増加により、公共事業の推進等において様々な課題が生じています。そのため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点からの措置が講じられます。

**【4】消費税関係**

**法人に係る消費税の申告期限の特例の創設**

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1カ月延長する特例が創設されます。

**【5】その他**

**(1) 電子帳簿等保存制度の見直し**

経済社会のデジタル化を踏まえ、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の要件が緩和されます。

**(2) 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ**

市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金等の割合が0.5%引き下げられます。

なお、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能等の観点から、その水準が維持されますが、納税を猶予する場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合が引き下げられます。

令和2年度上期 「税務説明会」日程表 ※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

4月・5月の説明会開催予定については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催有無の最新情報を当会ホームページでご確認をお願いします。開催の際は別途ご案内をさせていただきます。

<p><b>決算税務説明会（2時間程度）</b></p> <p>5/13(水) 14:00～(榛名・倉渕) 榛名商工会館</p> <p>5/14(木) 14:00～(高崎・新町) 高崎市総合福祉センター</p> <p>5/29(金) 14:00～(安中・松井田) 安中市文化センター</p> <p>7/27(月) 14:00～(高崎・新町) 高崎市総合福祉センター</p> <p>9/17(木) 14:00～(高崎・新町) 高崎市総合福祉センター</p> <p><b>新設法人税務説明会</b></p> <p>8/ 6(木) 14:00～16:00 高崎市総合福祉センター</p>	<p><b>改正税法普及説明会（2時間程度）</b></p> <p>5/11(月) 16:00～17:00(新町) かがや(新町地区会総会と同時開催)</p> <p>5/12(火) 14:00～(吉井) 吉井商工会館(吉井地区会総会と同時開催)</p> <p>6/ 4(木) 14:00～(高崎) 高崎市産業創造館</p> <p>6/11(木) 14:00～(群馬ブロック) 群馬商工会館</p> <p>6/12(金) 14:00～(榛名・倉渕) 榛名商工会館</p> <p>6/16(火) 14:00～(高崎) ビエント高崎</p> <p>6/18(木) 14:00～(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター</p> <p>6/24(水) 14:00～(安中・松井田) 安中市文化センター</p> <p>6/22(月) 14:00～(高崎) 高崎市総合福祉センター</p>
--	---

※ 渋川ブロック・群馬ブロック・群馬・伊香保・子持・北橋・赤城地区会

管内  
団体  
高崎税務署  
協力  
税務協  
連絡  
協議会

# ふれあい写真コンテスト

(一社) 高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数274点(一部88点、二部186点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かしているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

全入賞作品は確定申告期間中(2月17日～4月7日)確定申告相談会場のビエント高崎にて展示しました。

なお、本年度の表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止とさせていただきます。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。

※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

(高崎税務署管内  
納税貯蓄組合連合会 会長賞)  
『夜の芸術』  
須藤 伸 (高崎市)



特選

(一般社団法人 高崎法人会 会長賞)  
『税を活かし市民を守る』  
山崎 清 (高崎市)



準特選

『整列』  
甘田 街子 (高崎市)



特選

(群馬県酒造組合 高崎支部長賞)  
『八ッ場ダム完成近し』  
永井 清道 (前橋市)

## 第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『炊出し訓練』  
儘 田 太 一 郎 (榛東村)



準特選

『税が活きる災害復旧 (復旧待つ佐野橋)』  
高 橋 洋 二 (高崎市)



特選

(高崎間税会 会長賞)  
『ファミリーの絆』  
綾 部 す が (桐生市)



特選

(高崎税務署管内 青色申告会連合会 会長賞)  
『古墳の夕暮れ』  
井 上 俊 彦 (高崎市)

## 第二部 テーマ ■「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募頂きました。



**準特選** 『稲刈り娘に感謝!!』  
小 曳 玲 子 (高崎市)



**特選** (関東信越税理士会 高崎支部長賞)  
『ひととき』  
関 口 昌 子 (伊勢崎市)



**準特選** 『温かい日』  
中 野 光 代 (伊勢崎市)



**準特選** 『ず〜と仲良し』  
富 澤 健 一 (みなかみ町)

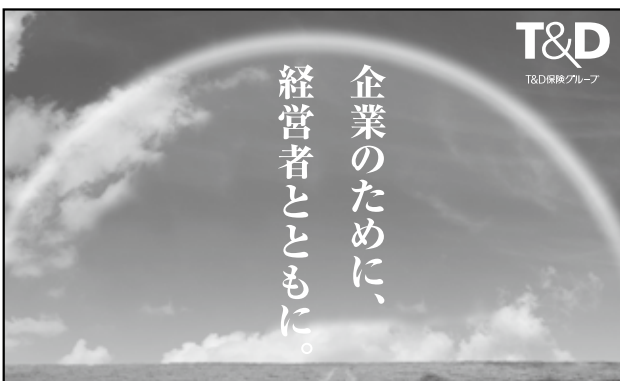
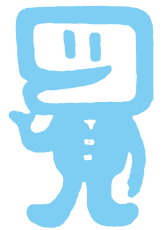
主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、  
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、  
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、  
群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、上毛新聞社  
協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社プロフォトセンター

「ふれあい」または  
「社会貢献」に関すること

第二部



T&D  
T&D保険クラブ

企業のために、  
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260



# 世代間ギャップを超えて 協働する職場に



キャリアコンサルタント 浅利賀名衣

キャリアアコンサルティングを実施する現場で、コミュニケーションによる世代間で批判的な声を聴くことが多くあります。

ベテランの方からは、常識が通じない、がむしやらに仕事をやる気がない、電話の取り方も知らない、いまどきの若い世代は...と。若い世代からは、話が通じない、忙しい上司を見ているとあんな風になりたいとは思わない...と。

これでは働き方改革で求められている生産性向上どころか、職場風土も悪くしがちです。

両者の価値観の違いがコミュニケーションとなつて表れ、違和感として相互に口にはしているのです。

コミュニケーションは世代間ギャップから生ま

れています。まずは、一般的に分けられる世代の特徴と時代背景を整理してみましよう。

## 団塊の世代

企業が未開拓の市場を開拓し、仕事の手応えは大きく「がんばれば報われる」という成功体験を持つ。

また、その後も量的拡大を求められた世代につながり、「ジャパン アズ ナンバーワン」と言われ、日本企業の国際的地位が高まり、ビジネス環境も成熟し右肩上がりでの成長。

## バブル世代

好景気であったこともあり、売り手市場。

地道な仕事のやり方よりも、新たな若い発想を生かした新規事業開発室が生まれ、配属されることが多かった。

## 団塊ジュニア

求人環境が一変し、採用人数が大幅に減少。

就職前に企業の倒産・リストラを目の当たりにし、転職市場で評価される人材になるべく、資格取得にも積極的に「キャリアアップ」やダブルスクールも流行。

## ゆとり世代

「ゆとり教育」と呼ばれる02年〜10年に施行された学習要領に沿った教育を受ける。授業時間の大幅な減少が学力低下を招いたとされたものの「生きる力」を身につける教育を受けている。

自分の内的信念を重視し、国際貢献・社会福祉・環境保護などの分野での活躍者も多い。休日はボランティア活動で自己実現を図る若者も多く、ワークライフバランスを図る一方、ワークライフバランスを権利として主張する者も多い。SNSを使いこなし、横のつながりを持つが、縦社会を好まない。

これまでは、日頃の業務連絡や会議など、対面が基本であり、指導者と共に行動することが多かったことから、新人は見て覚え、指導者が見守り、仕事のコツを教えることが可能で、ギャップを埋めるチャンスは多くありました。

しかし現代は、メールによる連絡やWEB会議導入など働き方が変わったことで、顔を合わせる時間が減り、仕事の教え方・覚え方も変化し、世代間ギャップが顕在化してきています。

今、働いている現場には、様々な世代が存在しています。アンテナを高くして価値観の違いを知り、先輩の良いとこころと経験と知恵を学んだり、逆に若者の新たな価値観や情報を取り入れたり...という、相互のチャンスと捉えることもできるのではないのでしょうか。

コミュニケーション技術として、アサーションという自己尊重の自己表現とい

う意味を持つ考え方と方法があります。ポイントは5つです。

①最も大切なことは、コミュニケーションの基本である相手の話をよく聴くこと、②起きている事実と感情を分けて整理すること、③自分の本当の気持ちに目を向けること、④自分の主張だけでなく相手も尊重すること、⑤遠回しではなく具体的に率直に伝えること。

協働しているならば、意見の相違を伝えることもあ

るでしょう。その際も、自己尊重をベースに感情で伝えるのではなく、また、誤解を生むことがあれば、その都度話し合うことができたならば、その歩み寄りは一歩となります。

ベテランと呼ばれる方であれ、いまどきの若い世代と呼ばれる方であれ、どちらともなく自己尊重しながら働くことができるならば、本来の業務に集中が出来ます。

# 働き方

## 改革

### で求められること



特定社会保険労務士 藤本紀美香

#### ① 本質が伝わっていない働き方改革

今、『働き方改革』に関連する文言を目にしない日は無いと言っているほど、日本の経済・労働環境はめまぐるしく変化している。変化を迫られていると、いった方が良くかもしれない。基本体力のある、いわゆる「大企業」においては、新システムを導入する資本力もあれば、取り敢えず、各人に有給休暇を取得させるだけの人員も揃っているところもあるだろうが、中小企業においては「全くの手つかず」といった企業も多いのではないだろうか。「変化を迫られている」との表現を用いたには理

由がある。

規模を問わず「全くの手つかず」の企業にとつては、文字通り「迫られている」わけだが、「新システムを導入する」とか、「取り敢えず有給休暇を取得させる」だけでは、本来の『働き方改革』は実現できないと考えるからである。ご承知の通り、「働き方改革」に関する議論は、数年前からすでに行われてきており、いきなり「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」）は成立し、2018年7月に交付されたわけではない。

交付から2019年4月

1日に各法が順次施行まで十分な時間があつたわけではないが、議論の段階からすれば、それなりの心づもりをする時間はあつたはず。

それでもなお「全くの手つかず」なのは、『働き方改革』の言葉が独り歩きしてしまつていふことと、各種法律改正への対応に追われ、今なお本質が伝わっていないからではないだろうか。

#### ② 「働き方改革」は「働かせ方改革」でも「働かされ方改革」でもない

「働き方改革」と聞いて、まずイメージするのは「有給休暇の5日強制取得」や

「時間外労働の上限規制法制化」「同一労働・同一賃金」などといった、労働基準法改正、パートタイム労働法改正、労働契約法改正などに関わるポイントではないだろうか。

確かに、間違つてはいないし、法制化された以上、遵守すべく対応していくのが当然であるが、ここで一度確認して頂きたいのは「労働基準法等」ではなく、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」である。

この法律は「働き方改革関連法」により改正される前の「雇用対策法」であるが、その目的条文は、

「第1条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職

業生活の充実、並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展、並びに完全雇用の達成に資することを目的とする」とある。

必要な施策を講じる（法律を改正する）のは国であり、その環境を整備する（法律を遵守する）のは事業主の責務だが、その前に労働者自身が「どう働きたいのか」、その有する能力を有効に發揮するために「何が必要なのか」を自覚することが必要で、主役が自分であることが認識できないと始まらない。

ここでは敢えて労働法規を逸脱したいわゆるブラック企業で、劣悪な労働環境から抜け出すことのできない労働者については少し視点を外して論ずるが、組織の立場如何によらず、ある程度能動的に自律して働い

ている労働者にとつては、今回の改正は朗報である。自分の働きたいように働ける環境を、会社とともに整備できるチャンスだからだ。

会社側にとつても、法改正への実務上の対応は、負担が大きいことは否めない。

だが、これまでの実質青天井だった時間外労働の規制はやはり必要であろうし、休日を確認することも各人の生活と仕事とのバランスを保つためにも、意義はあると言えるだろう（そもそも、福利厚生として各種特別休暇を設けていた会社に

とつてはことさら負担が大きいとどこではあるが…）。いずれにせよ、法律は改正され、会社は実務上対応せざるを得ない。

労働時間を客観的に管理できる新システムを導入することも間違っていないし、取り敢えず有給休暇を取らせることも、差し当たっては必要であろう。

だが、何よりもまず『働き方改革』の主役が労働者自身であることを労使で共有することが大切である。

『働かせ方改革』でも、『働かされ方改革』でもないのである。

3 できること、できないことを見極める

『働き方改革』といえは、

『テレワーク』と思われがちだが、まさに言葉が独り歩きしているケースで、こればかりは職種により、向き不向きがある。

全社的に作業内容を細かく棚卸し、テレワークに向く作業があれば導入すればいいし、必ずしも導入あり

が見える中小企業だと、意外と改革の近道になることもある。

先述の「どう働くか」と「何が必要なのか」に関わってくるポイントになるが、思いのほか簡単に導入できる制度もある。

「他の従業員がいない時間の方が仕事に専念できる」という意見があれば、交替

で時差出勤を認める制度の導入を検討すればいいし、有給休暇の半日取得を導入していない企業も、まだ見受けられる。

半日だけでも自由に使える時間があれば、仕事とのバランスも保ちやすくなるであろう。

4 マインドを変える働き方改革が求められる

『働かせ方改革』とは、事業主にとつては『働かせ方改革』ではなく、労働者にとつては『働かされ方改革』ではない。

繰り返すが、主役は労働者であり、そのための環境を整備するのが、事業主の

因みに、この半日の有給休暇は労働者が希望して取得した場合には、「有給休暇の5日強制取得」に「0.5日」でカウントすること

が可能である。あとは、事業主の意向に大きくかわってくるが、「断る勇氣を持つ」ことも必要である。

慢性的な人手不足と言われる現状で、一人一人の労働者への負担は増幅しており、機械化等の設備投資にも限界がある。

会社の利益があつて、初めて労働者の雇用も守られるわけだが、それがオーバーワークにつながるのであれば、本末転倒である。

能動的に考えられるように、伝え続けることが重要である。

ある労働者にとつて、それは「休み方改革」かもしれないし、大げさに言えば「生き方改革」になるかもしれない。

働くということは有形無形の付加価値を生むことである。

限られた条件の中でいかに付加価値を生むか、つまり生産性を上げるかという問題は、労働者自身が主役になって考えないと解決することはできない。

また、事業主は生産性が上がらない責任を労働者に押し付けることがあつてはならない。

生産性が向上するような環境を整備する責任は事業主にあるからだ。

『働き方改革』で求められること、それはマインドを変えることである。

当事者として『自らの働き方に責任をもつ』というマインドに変えることが働き方改革の本質なのである。

# 社会貢献という働き方を

## どうつくるかは、大きな課題

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

### ◎商社の団体がつくった

#### 社会貢献のかたち

70歳、またそれ以降も働くことになれば、必ずしも営利を目的とした仕事ばかりではなく、社会に貢献したいという人もいる。総務省の調査では、働く高齢者が860万人というから社会貢献という働き方の可能性を高めることは重要だ。その場合でも、それまでの職業人生で培った能力を活かせることがベストだ。そうした事例が、貿易商社の

団体が設立したNPO法人国際社会貢献センターである。グローバル化の進展により、中小企業でも海外進出意欲は高く、一方、日本で働く海外からの人材も

増えている。国際ビジネスを推進してきた貿易商社には、民間外交の担い手として社会貢献したいという意欲が高く、このNPO法人が設立された。

### ◎2900人のOBが

#### 専門を活かして

同センターは、海外駐在経験や国際ビジネスの業務ノウハウを持つOB、OGに人材登録してもらい、国際化の様々なニーズに対しての人材の推薦、紹介などを行う。具体的には、政府の開発途上国に対する経済援助関連での人材紹介、中小企業への販路開拓、海外ビジネス支援、大学やオー

ブンカレッジ等での講座開設、小中高校での国際化教育、国際イベント等への協力など。これら事業に参加する活動会員として、海外経験、知識を持つ商社、メーカーなどのOB2900人が登録されている。平均年齢65歳。有償ボランティアを基本とし、高いパフォーマンスを発揮している。

ただ、業界団体でこのようなOBの能力活用をしているのは、この業界だけ。各業界でこのような活用ができれば、専門能力活用が大きさは計り知れない。また、地域の工業団地などで人材のトレード・スカウト制を検討している企業もある。

### ◎社会貢献能力も

#### キャリアプログラムで支援

社会貢献的な働き方に対する社員の能力開発を支援する企業もある。茨城県にあるアルミ製造の高い技術を持つているK社である。社員200人で、定年は社

員が自由に決める自己決定システムで生涯現役を目指している。55歳以降は引退の時期を社員が選択できるフリー定年制である。この自己決定システムを支えているのは、生涯キャリア支援プログラム。社外の通信講座、資格取得、セミナーへの参加などで、費用はすべて会社が負担する。支援の対象は、仕事に関連するテーマはもちろん、業務以外の講座でも選択できる。海外研修でも支援する。「会社のどこへいっても通用する人間になって欲しい。それが他のところで役に立てばいいのです」と担当者は言う。まさに社員ファーストの働き方改革の好例である。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 前橋支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**  
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**  
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

# “マニユアル”を埋める

## 日本型経営思想

㈱アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

昨年は台風被害の当たり年、多くの川が氾濫するなど各地で記録を塗り替えるような豪雨災害が発生しました。中でも台風19号による信州千曲川の氾濫は、北陸新幹線をどっぷりと水浸しにし、臨時ダイヤを組まざるを得ないなど、その後の運行にも大きく傷跡を残しています。

現地は浸水被害の対象域だとハザードマップでは予想していたにもかかわらず、なぜ対応が遅れたのか。当時、避難勧告の対象地域となっていたにもかかわらず、肝心の再発防止にどんな取り組みを行うか、です。それについてJR東日本では、車両退避マニユアル

や、BCPの作成検討を行うといわれています。“BCP”とは Business Continuity Plan の略で、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や、緊急時における事業継続のための方法を予め計画しておくというものです。とても理にかなった考え方なのですが、この取り組みの弱点は、危機として認識できたテーマ以外は検討課題には入ってこない点です。事前対策には、新規の設備や損害保険の加入等々に加え、緊急時訓練など人

的管理コストも伴うものですが、万一検討外の課題に遭遇したとき、それら準備の効力は期待どおりにはなりにくいのです。そのように想定外のこととはなかなか、対応マニユアルを作ったり、準備したりということとは難しく、不向きです。

とはいえ何か対策は必要です。そこで、今回の同じ台風被害の中、マニユアルやBCPなどの備え付けがなくても、無事被害を防げた組織が同類の交通系企業の中であり、それを参考に想定外のことへも対処できるという方法を考えてみます。

長野電鉄傘下の長電バスが、それを行って成功した組織です。同一地域において気象被害は誰も同じように被るものですが、当日、自分の安全確保が終わった社員は続々と出勤し、会社所有のバス100台を指定されたところに黙々と移動させたといえます。まさに人海戦術で災害を乗り切り、被害からバスを守った

というのです。

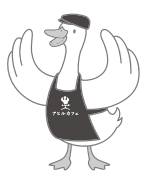
「人海戦術」による効率を上げるのに肝心なのは、心を一つにする連帯感の醸成です。連帯感とは危機への対処効力を高めます。その上、連帯メンバー全員がアンテナとなって危機回避に参画してくるので、「想定外」の危機への対応も柔軟に行うことを可能にします。そんな便利な構図ですが、こちらにも一つだけやっかいな課題があります。それは常日頃、「職場を守る」「自分を守る」の構図をいかに日常的に意識の上に乗せておくかということです。それに効果的なのは、朝礼、体操、社内運動会に社員同士の飲み会などなど。かつて団体主義と揶揄されてしまった「会社家族」という日本型経営思想に基づいた様々な取り組みが、実は有効です。まさに「同じ釜の飯を食う」関係に組織を仕立てておくことが、マニユアルやBCPの取り組みを埋めるポイントです。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ  
病気やケガの備えに

NEW/  
ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険 EVER



心配な「がん」の備えに

生きるためのがん保険  
Days 1



〈引受保険会社〉

Affac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

◎商品の詳細は「パンフレット」[契約概要]などをご確認ください。

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

女性部会

・新春音楽会を開催  
・税に関する絵はがきコンクール審査会



新春音楽会

1月24日、ザ・ジョージアンハウスにて、働き方改革を実践している群馬銀行の萱野夏紀さんをお迎えし、新春音楽会を開催いたしました。

萱野さんは、群馬銀行に勤務しながら、日本人代表としてカラオケ世界大会に出場した実績の持ち主です。当日は、群銀のイメージソング「この街で」を始め、アンコールを含め5曲を披露し、透明感ある美しい歌声を響かせました。群銀の歌姫に穏やかな癒しの時間をいただきました。その後、恒例の昼食会を開催し、大いに交流を深めました。

審査会

2月26日、税務署長を始め税理士会支部長、管内市町村長、本会会長、青年部会長、女性部会役員が集まり、税に関する絵はがきコンクールの審査会を開催いたしました。高崎税務署管内の各小学校の一次審査を通過した作品を一つ一つ確認しながら、厳正なる審査を行い、各賞を決定いたしました。

なお、3月22日に開催を予定しておりました表彰式は、残念ながら新型コロナウイルスの影響で中止となりました。

参加校数73校  
応募総数3289枚



青年部会

財政健全化のための  
健康経営プロジェクトについて

財政健全化のための

健康経営プロジェクト

昨年度「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を新たな事業として展開することが全法連青年部会連絡協議会より通達されました。

概要としては、租税教育

活動で税の仕組みや大切さを理解してもらうため、「税金は、みんなが安全で豊かな生活を送るために、少しずつお金を出し合う、社会の会費のようなもの」と子供たちに教えているが、国の財政の現状を見ると、長らく歳出が税収を大きく上回る状況が続き、毎年多額の借金をして賄っているのが実態であり、このままでは子供たちの世代に過大な負担を強いることになるのではないか。このような問題意識を背景に、自らが主体的に行動を起こすことで、社会保障制度の破たんを回避し、国の財政健全化に貢献する手段として「健康経営」について考察する

ことになりました。

当初、「健康経営」に取り組むことで自身や従業員の健康寿命が延伸し、将来的に医療費等を抑制する可能性を考えたが、医療経済学の研究によれば、医療費等の抑制に繋がるといふ十分な科学的根拠が示せないことがわかりました。

しかし、政府推計によつて、2040年には190兆円に達すると予測されている社会保障給付費の抑制と安定的な国の歳入確保に向け、「法人会から日本を変える」という決意で、「健康経営を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」という目標を設定するとともに、これらの目標を達成するためのアクションプランを検討したものです。

詳しくは、部会員の皆様へ郵送いたします資料をご確認いただき、是非このプロジェクトにご賛同いただきたくお願い申し上げます。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

松井田

有限会社 俵屋

会員企業紹介

代表取締役

小黒 雅史

一、所在地

安中市松井田町

松井田二八二一四

TEL〇二七―三九三―三三四一

二、事業概要・会社PR

1874年（明治7

年）創業以来140余年の歴史を持つ和菓子のお菓子の老舗「老舗の銘菓 たわらや」は新商品「あけ六つくれ六つ」を紹介させて頂きたく思います。

「あけ六つくれ六つ」

は小豆のこしあんでむき栗の甘露煮を一粒包み、細かくそぼろにした黄味餡と一緒に木型で打った口どけの良い六角形のお菓子です。このお菓子は形にもこだわりがあり、上面にある模様は松井田町の「碓氷関所」に現存する当時の屋根材の装飾で、火伏のまじないである「懸魚(げぎよ)」を毛



チーフとしたものになっています。また菓銘も「碓氷関所」の開く時間「あけ六つ」、閉じる時間「くれ六つ」にあやかり「あけ六つくれ六つ」としています。少し大きめのずっしりとしたお菓子なので、食べやすい大きさに切り分けてお茶やコーヒーなどの飲み物と用意していただくことより一層美味しく召し上がれます。当店にお越しの際は手土産や贈答用にご利用いただけます。

伊香保

有限会社 秀水園

会員企業紹介



代表取締役  
飯野由希子

一、所在地

渋川市伊香保町伊香保五五七

TEL〇二七九―七二―三三二〇

URL <http://www.syuison.com>

二、事業概要・会社PR

伊香保温泉にて今年で創業56年目を迎える温泉旅館です。伊香保温泉の高台に位置しておりロビーラウンジ「浮雲」からは赤城山、子持山、小



野子山が一望いただけます。伊香保温泉の象徴ともいえる石段街へは徒歩10分程度。お気軽にご利用いただけます。

三、経営理念

真剣・最善・優しさをモットーに親しみのあるおもてなしを心がけております。館内はどこか懐かしい横丁のような雰囲気の中でお楽しみいただけます。お客様の目の前でお焼する「上州牛のすきやき御膳プラン」と常時ご用意している「旬な地酒」が好評です。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*

AIG損害保険株式会社 前橋支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

渋川

渋川市総合公園の桜

渋川市総合公園は、伊香保地区に程近い標高600メートルに位置し、総面積57・2ヘクタールを有する公園です。遠くに谷川連峰、正面に雄大な赤城山を望み、自然と調和した散策道や彫刻が整備され、野鳥の声の下、自然を満喫できるスポットとなっています。



ここにはソメイヨシノほか3000本もの桜の木があり、毎年4月中旬から下旬に見ごろを迎えます。市内一番の桜の名所として圧巻の景色を誇り、期間中の夜桜ライトアップは情緒ある光景を醸し出しています。3年程前からは、この地域資源と地元の名産品・名



物産展をPRし活性化を図ろうと、商工会議所青年部を中心とする有志が実行委員会を結成し、公園内をメイン会場に「桜まつり」を開催するようになりました。4月中旬の週末、公園内の広場をメイン会場に、様々な飲食や販売ブースが出店。市内の園児や高校生によるステージイベントが披露されるなど、終日家族や仲間と和やかに過ごせる場として、回を重ねる毎にぎわいを見せています。

吉岡

地区会における  
会員支援及び社会貢献事業

今年度は会員支援事業として、令和元年11月10日(日)に会員視察研修をおこない、浅草浅草寺散策や東京明治座公演大地真央主演「ふるあめりかに袖はぬらさじ」の観劇、ホテル雅叙園東京「百段階段」見学など会員の親睦を図りました。

また、地域社会貢献事業として令和2年1月16日(木)に吉岡町商工会館にて組織強化の一環として法人会員及び非会員企業に向けて広く周知し、スリープ・パフォーマンスカンパニー代表の小林瑞穂氏による「仕事を高め、生産性を上げる、ポジティブ睡眠法」についてご講演をいただき、仕事・心・体を充実さ



せる、睡眠の質の上げ方とセルフマネジメントについて説明がありました。睡眠の質が心身に与える影響や誤った睡眠法で疲れが取れない状況から心身のバランスが崩れた状態での仕事効率についての解説。質の高い睡眠のコツを知り、上手に眠る事で、従業員の生産性が高まり会社の生産性が向上について学ぶことで企業の経営力強化を図りました。



**T&D**  
T&Dグループ

**安心できると、  
新しい未来が見えてくる。**

**企業保障約37万社**  
※2018年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

**DAIDO** 大同生命保険株式会社 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



北橋

たちばな古里まつり



子供たちへの文化の継承、地域内での交流により地域の活性化・産業振興を図ることを目的に、渋川市北橋地区に伝わる橋山伝説の弟橘姫（おとたちばなひめ）と日本武尊（やまとたけのみこと）の物語を、古代人

けるのみこと）を、古代人をイメージした衣装を着けた地元の中学生在が演じる古代行列が行われます。昨年は北橋地区の愛宕山ふるさと公園及び佐久発電所真壁調整池周辺を行進。当日は、子供たち向けのイベント（水フウセン合戦や竹細工教室）、ゲームコーナーやバザー・食べ物屋台などのイベントも多数行われました。2019年の開催で27回目となりました。毎年8月の第1週日曜日に開催。お問い合わせ  
しづかわ商工会北橋支所  
TEL 0279-15213007

新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
吉井	安中	高崎	高崎	
① (有)エース ② 反町 彰 ③ 高崎市吉井町下長根 ④ 建築業	① (株)デア・トラウム ② 横山 幸子 ③ 安中市岩井 ④ 不動産業	① 司法書士法人もてぎ・新井合同事務所 ② 茂木 光男 ③ 高崎市下之城町 ④ 司法書士	① (株)アイテクアシスト ② 北形 信也 ③ 高崎市問屋町 ④ 労働者派遣事業	
女性-高崎	安中	高崎	高崎	
① エフォール行政書士事務所 ② 佐藤美保子 ③ 高崎市小八木町 ④ 行政書士	① (株)丸新鉄工 ② 新 基典 ③ 安中市上間仁田 ④ 鉄骨加工業	① 吉田塗装 ② 奥山 裕和 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 塗装業	① (株)おっ鳥弁当本舗 ② 宮田 誠 ③ 高崎市栄町 ④ お弁当製造販売	
女性-安中	群馬	高崎	高崎	
① (株)デア・トラウム ② 横山 幸子 ③ 安中市岩井 ④ 不動産業	① (同)TAGAYASHI ② 工藤 拓也 ③ 高崎市金古町 ④ 貨物運送業	① (有)ライズ・ファクトリー ② 大山 元士 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 製缶業	① 税理士法人思惟の樹事務所 ② 高橋悠海子 ③ 高崎市小八木町 ④ 会計事務所	
青年-高崎	群馬	高崎	高崎	
① (有)つばさ薬局 ② 高野 由博 ③ 高崎市昭和町 ④ 調剤薬局	① (株)トージロー建築工匠 ② 五十嵐亮介 ③ 高崎市福島町 ④ 建築業	① (同)LIFE&BUSINESSassist ② 加藤 政治 ③ 高崎市楽間町 ④ コンサルティング業務	① (有)鉄板ハウス つくしんぼ ② 城田 光行 ③ 高崎市江木町 ④ 飲食業	
	榛東	高崎	高崎	
	① (株)F I M ② 深澤 一生 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 不動産賃貸業	① (株)ルミエール ② 田邊 智子 ③ 高崎市飯塚町 ④ パーソナルジム	① (有)原興産 ② 原 賢子 ③ 高崎市江木町 ④ 不動産賃貸業	
<b>問い合わせ先</b> (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576	安中	高崎	高崎	
	① (株)オフィスキッズ ② 矢島 重和 ③ 安中市野殿 ④ 事務用品等販売	① (株)ミツエ ② 信澤 宏雄 ③ 高崎市大八木町 ④ 建設業		
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。				

# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄	
		9/30	3/31
現金類 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

# 職場の人間関係、 想いの伝え方でも変わります

産業カウンセラー 柏木 勇一

## ◆新しい上司の態度に

みんなが困っています…

20代後半でメーカーの総務部門で経理全般を担当するAさんは、社歴6年の女性社員。経験も積んで業務量も多くなり、責任も増してきました。忙しくなると、ついデスク周辺の整理・整頓にも気が回らなくなりがちでした。

5か月前に課長が交代しました。同じ総務部内の昇進で、過去に経理担当の経験があります。事あるごとにイライラするタイプで、細かな注文に課員の多くが困っていました。ある日Aさんが、処理しなければいけない案件が溜まり、パソコンに向かっていた時、「ちよっとAさん、こっちの仕事も頼むよ」と厚めに束ねられた書類を机に置きました。Aさんは数字入力に集中していたので、途中で操作をやめることができ

ず、返事ができませんでした。ちよっとまずい、と思っただとたんに「その態度はないのか」と上司の怒りの言葉が出ました。課内はああまたか、という雰囲気になりました。同僚は課長が変わって欲しいと思っていたので、気まずそうな顔をしているAさんには同情的でした。

## ◆望ましい伝え方

自己表現3つの柱

さて、困った状況です。この場面で悪いのは誰ですか、と聞けば、一方的に怒った課長とか返事をしなかったAさん、という答えが出るかもしれません。実はこのような場面で犯人探しをしても解決には結びつきません。この困った状況に焦点を当てて打開するという視点を持つことが重要です。

このAさんのケースでの大事なことは言葉の伝え方です。3つの柱があります。

- ①その時の気持ちを言葉にして伝える
  - ②事実を伝える
  - ③そして提案する
- の3つです。お聞きになった方もいると思います。アメリカで生まれたアサーティブな自己表現です。

例えば今回の事例での①は課長の態度に対して「仕事を片づけなければと焦っていました」となるでしょうか。②の場合は、例えば「いま私は今日中に片づけたい仕事が残っていて何とか時間内に終わりたいと集中していました」と事実を伝えることがいいでしょう。そして③の「課長が依頼する案件と、いまやっている仕事のどちらを優先した方がいいでしょうか」と提案する流れになれば、課長の言動も変わる可能性があります。効率的に気持ちよく仕事を進めることがゴールなら、感情を言葉にして示し、事実を伝え、そして提案という自分を主語にした表現がスタートになります。

## ◆言葉と態度を一致させましょう

言葉で伝えているのに、伝わっていないように思える場面も結構あります。その一つが「態度が邪魔しているから」です。「困っているんです」と笑いながら言う。「ありがとう」とムツとしながら言う、などがその例です。表情や姿勢が伝えたい言葉と合致していることが大事です。ぎこちない、手が落ち着きなく動いている、頭が下がっている、など癖が影響しているかもしれません。周りの人に聞いたり、鏡を見て自分で気づくことも試してみてください。Aさんと課長の最初の場面は、言葉のやりとりになっていません。感情を表に出したまま自分本位の課長に対して、Aさんにも素直さが欠けていたようです。

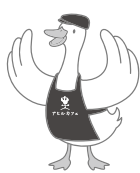
自分の想いの伝え方の3つの要素を示しました。その際にはできるだけ具体的に、簡潔に伝わるように自分の中で整理することも心がけてください。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ  
病気やケガの備えに

NEW/  
ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険EVER



心配な「がん」の備えに

生きるための  
がん保険  
Days 1



(引)受保険会社)

Afiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

# 税理士会

## 税理士会高崎支部による確定申告期の 税務支援事業について

関東信越税理士会 高崎支部  
副支部長・税務支援対策部長 有田 大輔

### 税理士と税務支援事業

私たち国民は、憲法の定めるところにより等しく納税の義務を負っています。

また、我が国ではいわゆる「申告納税制度」を採用していますので、私たちは自己の所得について自らの計算により申告を行い、自主的に納税をしなければなりません。

ところが、そのような納税義務を履行するにあたり、複雑多岐にわたる税務に関する法令を正しく理解して適正な税務申告を行うことは、時として困難を伴い、専門家の助けを必要とすることもあります。

我々税理士は、独立した公正な立場で、納税者の皆様を正しい申告納税に導くための税務の専門家として国家資格を保有しています。また、税務に関する業務は、たとえ無償であっても、税理士資格の無いものがこれを行うことは法律により禁止されています。こ

のようなことから、税理士は、社会生活において他に代わるものがないという意味で、「社会公的な存在」であると言うことができます。

ただ、納税者の中には、納税義務があるものの、経済的理由から税理士に委嘱することができない方も存在します。そこで、税理士会では、税理士の社会公的使命に鑑み、そのような方々を援助する施策として「税務支援事業」を行っています。そして、税理士は、会則において、税務支援業務に従事しなければならないことが規定されています。

**高崎支部による確定申告期の税務支援事業**  
税理士会高崎支部においても、前記の規定に基づき、令和元年分の確定申告について、以下の通り税務支援事業を実施いたしました。

- ① 税理士事務所における無料相談

各税理士が、自らの事務所を会場として、2月14日（金）と2月25日（火）の両日において無料相談に応じました。

### ② 支部事務局における無料相談

高崎市問屋町の支部事務局において、2月17日（月）と2月18日（火）に税務相談所を開設いたしました。

### ③ 高崎税務署およびビエント高崎における無料申告相談

新型コロナウイルスの影響により、ビエント高崎の税務相談が3月5日までとなりましたが、高崎税務署において13日間延べ26名、ビエント高崎において15日間延べ150名の税理士が無料相談にあたりました。

- ④ 申告案内コールセンターにおける電話相談

国税局が高崎税務署庁舎内に設けたサテライト会場において、19日間延べ48名の高崎支部の税理士が、確定申告期の電話による申告相談業務に従事いたしました。

### ⑤ 商工会、商工会議所（青色申告会）への派遣

25会場において、延べ81日間137名の税理士が、各商工会・青色申告会会員の決算や申告相談に応じました。

### ⑥ 群馬高崎農協税務協議会、JA北群渋川青色申告会、JA碓氷安中青色申告会、JAはぐくみ青色申告会への派遣

JAたかさぎの14支店・JA北群渋川の1会場、JA北群渋川青色申告会1会場、JA碓氷安中青色申告会1会場、JAはぐくみ青色申告会3会場において、延べ33日間39名の税理士が、JA組合員の申告相談に応じました。

### ⑦ 金融機関への派遣

民間3金融機関の7本支店の会場において、延べ11日間14名の税理士が、各金融機関の実施する申告相談会で税務相談に応じました。

### ⑧ 一般社団法人群馬県労働者福祉協議会への派遣

一般社団法人群馬県労働者福祉協議会が開催した住宅借入金等特別控除申告学

- 習会において延べ2日間2名の税理士が、講師を務めました。

### ⑨ 群馬県住宅供給公社への派遣

群馬県住宅供給公社が開催した無料出張住宅相談会において、延べ2日2名の税理士がアドバイザーとして税務相談に応じました。

### ⑩ 税理士会独自会場における無料申告相談

昨年引き続き、L A B I 1 高崎において、2月12日（水）から2月14日（金）、高崎市役所本庁舎において2月21日（金）、2月22日（土）の5日間にわたり税理士会の独自会場を設けて、藤岡支部との共催で無料申告相談会を開催し、延べ34名の税理士が従事しました。

このように、高崎支部の税理士は、確定申告期においても各方面で幅広く税務支援事業に携わっております。各税理士とも、納税者の皆様からの期待に応えるため、そして社会貢献の一環として、強い使命感を持って臨んでおります。

法人会会員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、税理士の税務支援活動へのご理解を賜りますようお願いいたします。



シリーズ **経営寸**

**話**

「地元中小企業×教育現場」の連携

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 岩下 尚義

人が来ない

人材の確保と育成。特に雇用者不足は中小企業の大きな経営課題です。大手ほど給与は出せない。働き方改革も道半ば。そもそも知名度が無い。人が来ない自社の求人票との睨めっこが続きます。現状を打破するには、どうしたらよいか？今回は一つ、興味深い傾向を紹介します。

「働き方改革」と

「学習指導要領」

私は租税教室の講師として毎年複数の学校を訪問していますが、最近、新たに実施する高校が増えていきます。「なぜ今年から租税教室をするのか？」と担当の先生に問うと「主権者教育の一環です」という回答。18歳選挙権、そして学習指導要領の影響が大きいとのこと。我々企業にとつて改革といえば「働き方改革」ですが、教育現場にとつての改革は「学習指導要領」の改訂なのでしょう。メディアでは小学生のプログラミング教育がよく取り上げられましたが、改訂は中学、高校も順に導入されます。学習指導要領のテーマは

「生きる力を育む」です。

プログラミング教育だけでなく、重視すべき項目には「主権者教育」「消費者教育」「起業教育」「伝統・文化教育」というものなどがあります。学習の先にある社会で生きる力を、学生のうちから学ぶ。では、誰が「現実の社会」を教えるか？学校もまた教師の過労による働き方改革が叫ばれている中で…。そこで実務家の出番です。租税教室の増加は必然であり「学校×実務家」の連携の1つでしょう。この連携は我々にとつても年々受験者数が減少している「税理士」を直接学生にPRできる場でもあります。そして「現実の社会」は当然税理士だけでなく、社会で働く皆様が「先生」です。

「企業×学校」の連携

地域（行政等）と学校の連携、地域と企業の連携は活発です。地域×企業×学校という三者の連携も高崎祭りのような大きな催事では見受けられます。ただ「企業×学校」による連携の現状は、非常に積極的な企業に限られています。従来から、職場体験や職業教育の一環としてのイン



ターン制度はありましたが、ここ数年「生きる力を育む」指導要領を踏まえた「企業×学校」の交流会や取り組みが増えてきています。働き方改革や学習指導要領を理想論と捉え形骸化させるか、それとも、お互い改革の中で困惑している「企業」と「学校」が学生や社員、社会のために手を取り合うか。

インターン生を採用してみよう

デジタルネイティブ世代の学生は、常に情報を求めています。情報量の多い大手に対し、自社の魅力をどう発信するか。HPやSNSを通じて発信をするか。私事ですが、所属する事務所でもSNS発信をしています。

す。尚、新規採用は学校との連携、学生インターン制度を通じてでした。彼が当初検討していた企業は当社よりも大きい所ばかりでしたが、知ることができた「安心感」が入社の大きなきっかけになったと言います。また副次的にも、一番の収穫は「社内教育」に繋がったことです。インターンを通じ、スタッフと自社の理念や強みを考え、再確認できました。良いモノを作る、よい環境で働く、社会貢献する。各々の企業が自社と地域の未来を見据え、教育分野と地元企業との連携がより一層、活発化、そして「一般化」することを願います。

# 消費税の区分経理(記帳)に当たっての留意点

## 旧税率が適用される取引がある場合

○消費税等の軽減税率は、制度実施前と同じ8%ですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なります。  
したがって、区分経理に当たっては、旧税率、軽減税率及び標準税率のそれぞれの適用税率ごとに区分しておく必要があります。

区分	適用時期	令和元年9月30日まで (旧税率)	令和元年10月1日から	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計		8.0%	8.0%	10.0%

令和元年10月1日前後の取引がある場合には、適用税率に注意する必要があります。請求書やレシートを基に確認したり、取引先に聞いてみるなどして、取引ごとの適用税率を確認の上、区分しておきましょう。



## イートイン/テイクアウトを税込同一価格で販売している場合

○税込同一価格を採用している場合でも、イートイン(店内飲食)とテイクアウト(持ち帰り)とは適用税率が異なりますので、販売事業者の方は、販売時点で顧客に対して「意思確認」を行うなどして、判定した適用税率に基づき、区分経理及び申告を行っていただく必要があります。

**標準税率10%**  
(レシートのイメージ)

〇〇ハンバーガー  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月01日(日)17:45

□□セット 1点 550 550円

**区分経理**

(帳簿のイメージ)

20××年 月 日	摘要	貸方
12 1	□□セット(店内)	550
	□□セット(持ち帰り)※	550

※ 軽減税率対象品目

店内飲食ですか  
持ち帰りですか?

店内で  
食べます

持ち帰ります

**軽減税率8%**  
(レシートのイメージ)

〇〇ハンバーガー  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月01日(日)17:45

\* □□セット 1点 550 550円

\*は軽減税率対象品目

販売価格は同じでも、適用税率が異なります。  
(参考)内訳  
【店内飲食】(10%)  
550円(本体価格500+税50)  
【持ち帰り】(8%)  
550円(本体価格510+税40)

必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿及び「区分記載請求書等」の保存が必要です。
- また、区分経理は必要事項が記載された請求書等を基に行うこととなりますので、必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合、
  - 取引相手に必要事項が記載された請求書等の再交付を依頼する 又は
  - 取引の事実に基づいて「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)」を追記する
 といった対応が必要となりますので、請求書等を受領したタイミングで内容を確認しておくことが合理的です。

**【軽減税率制度実施前】**

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分 請求金額	43,200円
■月1日 割り箸	540円
■月3日 牛 肉	5,400円
合 計	43,200円

(必要な記載事項)

- 請求書発行者名
- 取引年月日
- 取引内容
- 対価の額
- 請求書受領

➔

**【軽減税率制度実施後】**

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割り箸	550円
■月3日 牛 肉	5,400円
合 計	43,600円
(10%対象22,000円)	
(8%対象21,600円)	

⑥ ← \*は軽減税率対象品目


⑦ ←

(必要な記載事項)

- 請求書発行者名
- 取引年月日
- 取引内容
- 対価の額
- 請求書受領者名
- 軽減税率の対象品目である旨
- 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

追加項目(左の⑥・⑦)以外は追記ができませんので、請求書等を受領する場合は良く確認しましょう。

また、自身が請求書等を交付する場合も、相手方から請求書等の再交付を求められることもありますので、記載内容に注意しておきましょう。

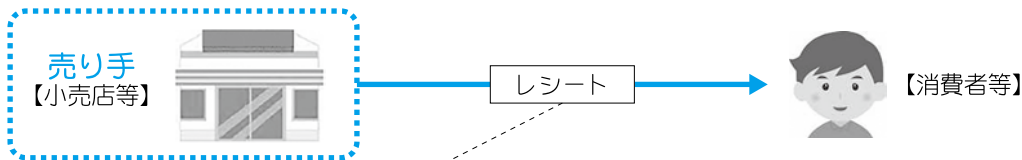


← 追加項目 (追記が可能な項目)

誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付した場合

- 消費税の申告は、取引の実態に応じ、適正な適用税率を判定していただき、その判定した適用税率に基づいて行っていただく必要があります。
- そのため、例えば、小売店などにおいて、買い手(顧客)に対して誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付していた場合でも、「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要があります。

<事例> (標準税率(10%)が適用される商品(日用品:税抜価格10,000円)について、軽減税率(8%)が適用された場合の税込価格10,800円で販売していた場合)



売り手が交付したレシートのイメージ

株式会社 ○〇店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月02日(月)13:45  
日用品\* 1点 @10,000 10,000円

---

8%対象計 10,000円  
外税額 800円  
10%対象計 0円  
外税額 0円  
合計 10,800円

\*は軽減税率対象品目

➔

**売 上**

20××年 月 日	摘要	貸方
12   2	日用品 ※	10,800

※ 軽減税率対象品目

**売 上**

20××年 月 日	摘要	貸方
12   2	日用品	10,000

※ 軽減税率対象品目

適正な税率(10%)により計算した場合の消費税相当額は、以下のとおりとなります。

【販売価格】10,800円  
→本体価格 9,819円  
消費税相当額 981円  
(10,800×10/110=981)

# 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入 (令和5年10月1日～)

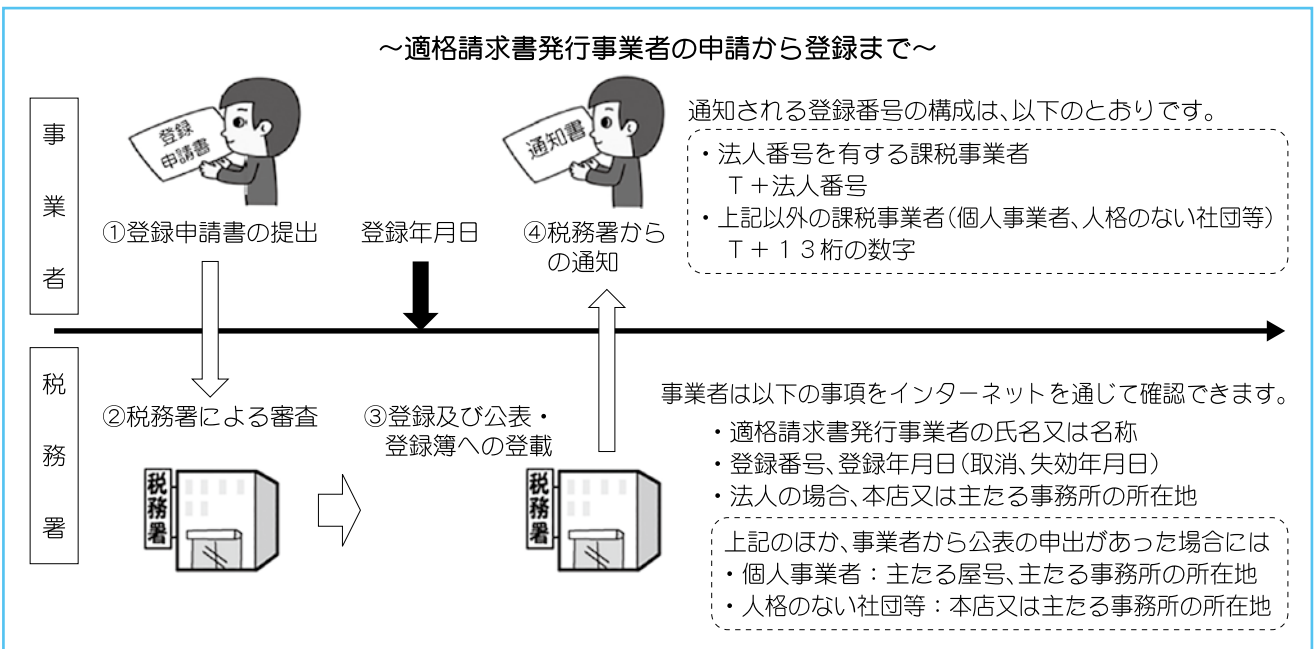
令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度))。

## ○適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

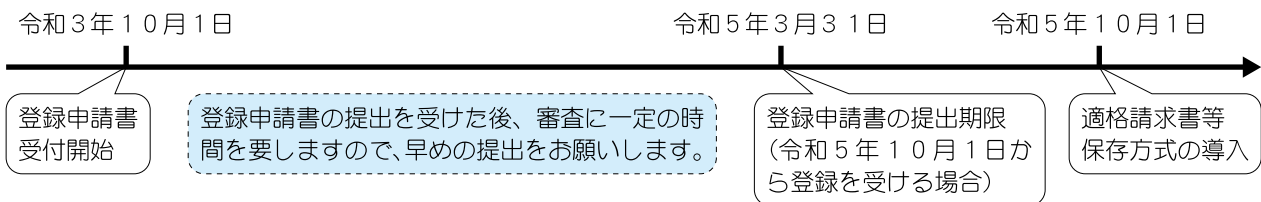
## ○適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。  
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



### 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで**(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。



# 法人の県民税・法人の事業税等の税率改正について

地方税法等の改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設されることに伴い法人の事業税の税率が変更になります。

なお、これに伴い地方法人特別税は廃止されます。

## 1 法人の県民税(法人税割)

区 分		事業年度開始日		(注)①～③の法人については県民の安心・安全な暮らしを実現するための群馬県独自の施策をさらに推進するため、標準税率に0.8%上乗せする超過課税にご協力をいただいています。
		H26.10.1～ R1.9.30	R1.10.1 以後	
①資本(出資)金の額が1億円を超える法人 ②法人税額が年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	超過税率	4% (注)	1.8% (注)	
①～③以外の法人	標準税率	3.2%	1.0%	

## 2 法人の事業税

区 分		事業年度開始日				
		H26.10.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ R1.9.30	R1.10.1 以後	
外形標準課税 対象法人  (資本(出資)金が1億円 超の普通法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1%
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1%
	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	
	資本割	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	
一般法人  (外形標準課税対象法人 を除く。)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%		3.5%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%		5.3%	
		所得のうち年800万円を超える金額	6.7%		7%	
		資本(出資)金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6.7%		7%	
特別法人  (協同組合、信用金庫、医 療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%		3.5%	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.6%		4.9%	
		資本(出資)金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.6%		4.9%	
電気・ガス供給業、保険業	収入割	0.9%		1%		

## 3 地方法人特別税

区 分	課税標準	事業年度開始日				廃止
		H26.10.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ R1.9.30	R1.10.1 以後	
外形標準課税対象法人	法人事業税の所得割額	67.4%	93.5%	414.2%		
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)		43.2%				
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)		43.2%				
電気・ガス供給業、保険業、貿易保険業	法人事業税の収入割額	43.2%				

## 4 特別法人事業税

区 分	課税標準	事業年度開始日	(注)令和元年10月1日以後に開始する事業年度については、3の地方法人特別税が廃止されますが、4の特別法人事業税が創設されます。これに伴い、法人事業税の税率も変更になりますので、注意してください。
		R1.10.1 以後	
外形標準課税対象法人	法人事業税の所得割額	260%	
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)		37%	
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)		34.5%	
電気・ガス供給業、保険業、貿易保険業	法人事業税の収入割額	30%	

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告額は、次のとおり計算します。

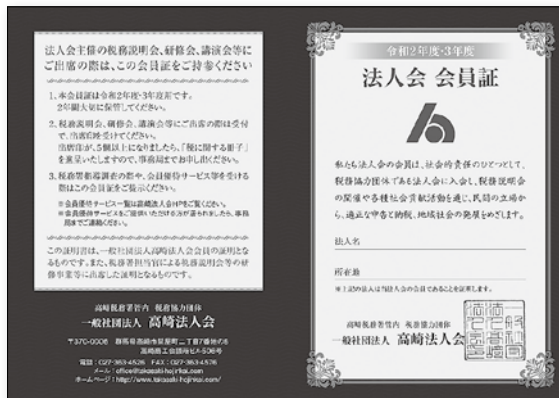
区 分	予 定 申 告 額
法人の県民税(法人税割)	前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数
法人の事業税	前事業年度の法人の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6.3 (所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算)
特別法人事業税	前事業年度の法人の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

(注) 予定申告書の様式は、下線部月数が「6」と記載されていますが、この数字に読み替えてください。

詳しくは、高崎行政県税事務所(027-322-6297)へお問い合わせください。

# 高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 令和2年度・3年度 出席表		
内容	出席印	出席印
決算税務説明会		
改正税法普及説明会		
本会上期研修会		
本会下期研修会		
税務署長講演会		



出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

## 高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を呈呈いたします。

## 会員証の配布時期

この証明書は、今年度より隔年で法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただいた上で2年間ご使用ください。

## 会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員用の会員優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービスをご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。



**募集代理店**  
**(有)井田総合ビジネス**  
アフラック い〜な  
**0120-0269-17**  
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2  
(営業時間) 祝日定休  
月～土曜日 9:00～18:00  
日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

**土日営業**



<https://www.idasogo.co.jp>



# 表紙説明

## 高崎法人会下期研修会 的川泰宣 氏講演会

令和2年2月7日、高崎市総合福祉センターにて、宇宙航空研究開発機構(JAXA)名誉教授の的川泰宣氏による講演会を開催しました。

約120名の来場者を迎え、「はやぶさ2の軌跡～21世紀を生きる技術者の夢～」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

### 【プロフィール】

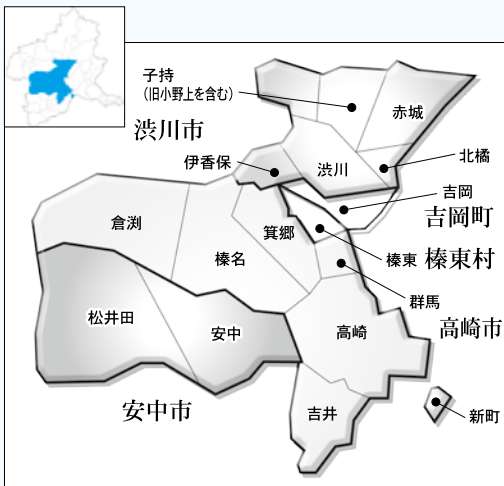
広島県呉市生まれ。

東京大学工学部、同大学院博士課程、東京大学宇宙航空研究所、宇宙科学研究所教授・鹿児島宇宙空間観測所長・対外協力室長、宇宙航空研究開発機構(JAXA)執行役を経て現職。この間、ミューロケットの改良、数々の科学衛星の誕生に活躍し、1980年代には、ハレー彗星探査計画に中心的なメンバーとして尽力。2005年には、JAXA宇宙教育センターを先導して設立、初代センター長となる。日本の宇宙活動の「語り部」であり、「宇宙教育の父」とも呼ばれる。著書『人類の星の時間を見つめて』(日刊工業新聞社)ほか多数。



## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第176号

令和2年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
(企画・編集)広報委員会:委員長 羽鳥 武久  
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

## 企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は  
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう  
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

### 経営者大型総合保障制度

【大同生命保険(株)・A I G 損害保険(株)】



万一の労災事故に備えて……

### アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険(株)】

がんや病気などの治療に備えて……

### 新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

### 中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険(株)】

会社の発展のため、  
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

### お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

## 企業の税務コンプライアンス向上のために

### 自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や  
経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、  
会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。

# 「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

## 第1部 税に関すること

### 高崎税務署長賞



文化財を守れ  
阿部 巖 (伊勢崎市)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載してあります。

## 第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

### 高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会長賞 (高崎小売酒販組合 理事長賞)



大空へ  
橋本文子 (渋川市)

## セミナーDVD

### 法人会会員用 無料レンタルサービス

#### 社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。  
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。  
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



#### お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、  
もしくは事務局までお問い合わせください。

HP: <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

## インターネットでセミナー受講

### 無料 セミナー オンデマンドサービス

利用可能セミナー  
150本以上!!

高崎法人会 検索

クリック!!



ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン  
初回、利用登録が必要です。  
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。